

## 2 意見 B

上記施策(10) 学校における相談窓口機能の充実

文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するためとなる学校を支援するため、教育委員会が、警察署、 B 児童相談所、保健所、医師会等の関係機関と連携しながら、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。 B  
【文部科学省】

### 【意見 B】

「警察署」と「児童相談所」との間に「弁護士会」を挿入すべきである。

末尾に「加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、関係当事者間の利害関係に十分配慮すべきである。」の語を挿入すべきである。

### 【意見 B の理由】

池田小事件のような重大事件や学校に第三者が侵入して起こした事件については、上記(10)の各機関の中に弁護士会を加えるべきこと以外、原案のとおりで良いと思われる。しかし、通常学校で起きる子どもの犯罪被害は、教師が加害者である場合(頻繁に発生している体罰事件が典型)はもちろんのこと、他の生徒が加害者である場合にも、学校側は自己の安全配慮義務に関する責任を問われたり、学校の対面を考えたり、加害生徒の福祉・教育を考えたりしなければならない、いわば利害関係人の立場にある。したがって、教師が第一義的な相談者となることは適切ではない場合が多い。むしろ、学校側は、日頃から犯罪被害についての研修を積んで被害者支援団体や適切な相談窓口を知っておくことにより、問題が生じた場合は、生徒や父母に適切な外部機関を紹介する等のアドバイスができるようにすることこそが求められる。

### (文部科学省意見)

・「警察署」と「児童相談所」との間に「弁護士会」を挿入すべきである。

意見なし

・末尾に「加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、関係当事者間の利害関係に十分配慮すべきである。」の語を挿入すべきである。

「加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、~~関係当事者間の利害関係に~~犯罪被害者となった児童生徒の状況に鑑み、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮すべきである。」に修正した上で挿入することとしたい。

(理由)

「関係当事者間の利害関係に配慮すべき」という記述は、特に、「利害関係」という言葉が一般に受け入れられるとは思われない。意見の趣旨は理解できるので、一般の読み手が読んで理解できる言葉に修正したい。また、意見Bでは、加害者が学校内部の者であった場合は、外部機関を紹介する、とあるが、こうした場合においても、学校が適切に対応すべきと考える。

### 3 意見C

上記施策(33) 犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

文部科学省において、犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合を含め、不登校、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰のための C継続的な支援を促進する。【文部科学省】

#### 【意見C】

「学校復帰のための」の部分を削除すべきである。

#### 【意見Cの理由】

犯罪被害を受けた少年が不登校になる場合、それは単純に特定の犯罪被害のみが原因であることは少なく、真の原因は、それ以前の生育歴や学校との関係、人間関係等、様々な要因が関係していることが多い。むしろ多くの不登校は、はっきりした原因がわからないまま、本人の成長とともに本人がそれを乗り越えていくことが多い。したがって、不登校に対する対応としても、無理な登校強制をせずに、学校復帰を絶対的価値としないことが大切だと言われており、文部科学省も近年では無理な登校強制をしないよう指導しているという。よって、「学校復帰のための」という目的を入れることは好ましくない。

以 上

#### （文部科学省意見）

原案どおりとしたい。

#### （理由）

「学校復帰のための」とは、不登校児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定等のための支援を行うことにより、児童生徒が自主的に学校へ復帰することを目的としており、登校を強制するものではないため。